

令和 7 年度地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金
(物価高騰対応重点支援・Z E V 補助事業) 交付要綱

(補助金の交付)

第 1 条 知事は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を緩和するとともに、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素型ライフスタイルへの早期転換を図るため、県内中小企業等が行う E V をはじめとする Z E V (ゼロ・エミッション・ヴィークル) の導入事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和 58 年徳島県規則第 53 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 経産省補助金

経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する車両・充電インフラ等の導入に関する補助金をいう。

(2) E V

電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる、内燃機関を有さない四輪以上の自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている普通自動車をいう。

(3) 軽 E V

E V と同等の車両かつ自動車の種別が軽自動車のものをいう。

(4) P H V

電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車をいう。

(5) F C V

電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。

(6) Z E V

走行時に温室効果ガスを出さない E V、軽 E V、P H V、F C V をいう。

(7) V 2 H

Z E V から電力を取り出し、また、Z E V に充電する装置で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。

(8) V 2 L

Z E V から電力を取り出し、Z E V の外部へ給電する機能を有する機器で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。(V 2 H を除く。)

(9) 中小企業等

県内に事業所を有する法人、又は県内に住所を有する個人事業主であって、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

ウ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人

エ 医療法(昭和 23 年法律第 45 号)第 39 条に規定する医療法人

オ 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人

カ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

- ク その他知事が適当であると認める者
- (10) リース事業者
リース契約に基づき、ZEVの貸付を行う者をいう。
- (11) リース使用者
リース契約に基づき、ZEVの貸付を受ける者をいう。

(補助要件)

第3条 第1条に規定する補助要件は、次の表に定めるとおりとする。

補助要件	備考
(1) 経産省補助金の補助対象車両一覧の銘柄であること。 (2) V2H・V2Lと合わせて、外部給電が可能であること。 (3) 自動車検査証の初度登録(届出)の日が令和8年2月13日以降であること。 (4) 災害時等にZEVを活用した給電活動を行う「徳島県電力供給サポーター登録制度」へ登録し、避難所等への電力供給に協力すること。 (5) ZEVの自動車検査証に使用の本拠の位置として徳島県内の地域が記載されていること。 (6) 新車に限る。 (7) 徳島県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から車両の購入等を行うこと。	

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第1条に規定する補助対象経費及び補助額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助額
ZEVの車両購入に係る費用(消費税及び地方消費税の額を除く。)	車種による次の額。 (1) EV : 40万円 (2) 軽EV : 25万円 (3) PHV : 35万円 (4) FCV : 60万円

(補助金を申請することができる者)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- (2) 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
- (3) 県税、その他の税について未納がないこと。
- (4) ZEVの自動車検査証に使用の本拠の位置として徳島県内の地域が記載されていること。
- (5) 経産省補助金の交付決定及び額の確定を受けていること。
- (6) 徳島県内に事務所又は事業所を有する中小企業等(国、地方公共団体を除く。)であること。ただし、ZEVが自社製品又は100%同一の資本に属するグループ企業からの調達となる者は補助申請者としない。

(7) リース車両の場合にあつては、当該車両のリース使用者が補助申請者となるものとする。この場合において、当該リース使用者は前各号の要件を全て満たさなければならない。

(補助金交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次の表に定めるとおりとする。

申請主体	知事の定める書類
共通	(1) 経産省補助金に係る交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書(以下「国通知書」という。)の写し (2) 領収書の写し (3) 自動車検査証の写し (4) 申請日から起算して3か月以内に発行された登記事項証明書の写し (5) 申請日から起算して3か月以内に発行された納税証明書(都道府県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの) (6) 「徳島県電力供給サポーター登録制度」への登録申込書類一式 (7) 納車されていることが確認できる写真 (8) その他知事が必要と認める書類
リース使用者以外の場合	(1) 誓約書(様式1-1) (2) 事業実施概要書(様式2-1)
リース使用者の場合	(1) リース使用者誓約書(ZEV)(様式3-1) (2) リース事業者同意書(ZEV)(様式3-2) (3) リース使用者事業実施概要書(ZEV)(様式3-3)

3 規則第3条の知事が定める期日は、当該車両に係る国通知書を申請者が受領した日から起算して60日を経過した日又は令和9年1月31日までのいずれか早い日までとする。ただし、令和8年4月1日以前に国通知書を受領した申請者は令和8年7月31日までとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号及び規則第15条の2に規定する事項に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 知事は、補助金の交付申請があつたときは、第6条に規定する書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

(決定の通知)

第9条 知事は、前条の決定をしたときは、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(以下「決定通知書」という。)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 決定通知書を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第2号)に当該通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第 1 1 条 規則第 1 6 条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(財産の処分の制限)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 規則第 1 7 条ただし書きの知事が定める期間は、補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号。以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数を勘案し、次のとおりとする。

車両の種類	処分制限期間
【自家用車の場合】	
普通自動車	4 年
軽自動車	4 年
【貸自動車用の場合】	
普通自動車（総排気量 2 ℓ 超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。）	4 年
普通自動車（総排気量 2 ℓ 以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの。）	3 年
軽自動車	3 年

3 規則第 1 7 条第 2 号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が 5 0 万円以上のものをいう。

4 補助事業者は、規則第 1 7 条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の 3 0 日前までに財産処分承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

5 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(個人情報保護)

第 1 3 条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例（平成 1 4 年条例第 4 3 号）に基づいて取り扱うものとする。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 3 日から施行する。